

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法の一部を改正する法律（平成26年3月31日公布）
【改正の概要】	
<p>〔自動車取得税〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税率の引下げ <ul style="list-style-type: none"> 自家用自動車（軽自動車を除く。） 5%→3% 営業用自動車・軽自動車 3%→2% ・ エコカー減税について、環境性能に優れた自動車の軽減割合を拡充 <ul style="list-style-type: none"> 27年度燃費基準+10%達成車等 75%→80% 27年度燃費基準達成車等 50%→60% 	
<p>〔自動車税〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グリーン化特例の見直し（平成27・28年度分に適用） <ul style="list-style-type: none"> 軽課について対象を重点化した上で強化し、重課について新車新規登録から13年（ディーゼル車11年）を経過した自動車の重課割合を10%から15%（バス、トラック除く。）に引き上げる。 ・ 県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置について、適用期限を28年3月31日まで2年延長 	
<p>〔不動産取得税〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新耐震基準に適合しない中古住宅を取得し、入居前に新耐震基準に適合するための改修を実施する場合について、徴収猶予ができるものとする。 ・ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日の特例措置（新築の日から6月を1年とする。）について、適用期限を28年3月31日まで2年延長 	
<p>〔個人県民税〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する重課の非適用期間を延長（25年12月31日→29年3月31日） ・ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の軽課の適用期限を29年度まで3年延長 ・ 肉用牛の売却による事業所得の免税等の適用期限を30年度まで3年延長 	
<p>〔鉱区税〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試掘期間終了後、採掘権の許可までの期間について、納税義務者に含める。 	
施行日	平成26年4月1日
【その他参考事項】	